第23号

かさい消費生活情報

平成27年3月

市内消費者トラブル情報

本当に安くなる？プロバイダ料金の勧誘に注意！！

「今契約しているプロバイダより**必ず安くなる**ので乗り換えませんか。」と電話で勧誘され承諾した。業者の**電話による指示**に従い、パソコンでプロバイダのホームページ画面を開き、**遠隔操作**でプロバイダの変更が行われた。

BUT 変更後、これまで契約していたプロバイダの料金と比較してみると、新しい契約のほうが**高額になる**ことが分かった。

解約を申し出たが「きちんと説明している。解約には**違約金1万5千円**が必要。」と言われた。

電話で大手通信会社を名乗るなどして信用させ、インターネットに接続するためのプロバイダ契約の変更を持ち掛け、遠隔操作で設定変更をする勧誘方法に関する相談が急増しています。

「今より安くなる」などと勧誘されても、契約する前に契約内容に関する書面を求め、よく理解できなければ承諾しないでください。

知らない間にオプション等を申し込んだことになっているケースもあるので注意が必要です。

プロバイダ等の契約は、法律上のクーリング・オフ制度が摘要されません。

少しでも怪しいと思ったら・・・支払う前に
加西市消費生活相談窓口（0790-42-8739）にご相談下さい。

消費生活に関する悩み、疑問などがある場合は・・・

加西市消費生活相談窓口
（アスティアかさい3F）はなさく
電　　話：0790-42-8739
相 談 日：月・火・木・金（祝日を除く）
受付時間：9時～16時30分

消費者ホットライン（全国統一番号）
電　　話：0570-064-370
※加西市消費生活相談窓口が開所していない場合は、兵庫県の消費生活センターまたは国民生活センターにつながります。
※土日祝日は、10時～16時の間になります。

【発行】〇加西市ふるさと創造部ふるさと創造課
〒675-2395　加西市北条町横尾1000番地　　TEL：0790-42-8706

消 費 者 学 習 ひ ろ ば

今回のテーマ「成年後見制度について知ろう！」

成年後見制度とは、知的障害や認知症などにより判断能力が低下し、自分の財産を管理する事ができなくなったり、不利益な契約をしてしまうなどの消費者トラブルに遭ってしまった時に、本人の財産等を管理してくれる人を付けてもらう制度のことです。

成年後見制度には次の２種類があります。

●法定後見制度

本人の判断能力に支障が生じた際に、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を保護・支援する制度です。判断能力の支障の程度により「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれています。

●任意後見制度

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人といいます）を、自ら事前の契約によって決めておく制度です。本人と後に後見人となる人が「任意後見契約」を結び（公正証書で契約）、後に判断能力が低下した時に、契約した「任意後見人」が契約に従って本人を代理し、財産管理を行います。

消 費 者 生 活 一 問 一 答

○原野商法の二次被害トラブル！！

問 40年前に70万円で購入した山林について、1カ月ほど前に「この土地を買いたい人がいるので坪12万円で売ってほしい」と電話があった。購入希望者の「買付証明書」や「印鑑証明書」が届いたので信用し、土地に生えている木を取り除くための整地代として20万円を個人名義の口座に振り込んだ。その後さらに、「道を造る」などと言われ、5回以上にわたって合計約420万円を振り込んだが、そのうち電話をしても業者と連絡が取れなくなってしまった。

答 過去に原野商法（値上がりの見込みがほとんどないような山林などを将来値上がりするかのように偽って販売する手口）の被害に遭った人に、その土地の売却話を持ち掛け、測量サービスや整地工事、別の土地の購入などの新たな契約を結ばせる二次被害の相談が増加しています。

事例のように「買付証明書」等を発行して、あたかも買い手がいるかのように消費者を信用させるなど、手口も巧妙化しています。

業者のセールストークをうのみにせず、自治体等に土地の状況を確認するなど、契約は慎重に判断し、不要であればきっぱり断りましょう。契約してしまってもクーリング・オフできるケースもあります。

○トイレ修理トラブル！！

問 トイレのタンクから水が漏れていたので、投げ込み広告の業者に電話をして修理を頼んだ。業者がタンクのふたを開けると、「タンクと便器を新しいものに交換しなければまずい。修理には28万円かかる。」と言われた。高すぎると言うと6万円値引いてくれたが、「今決めなければこの値段にならない」と迫られ、契約してしまった。

その場で業者が持っていた便器が取り付けられたが、渡された取扱説明書と設置された便器は違う型のものでサイズも小さかった。不信感が募り、便器メーカーに電話で確認したら「タンクから水漏れしても便器交換までは必要ない」と言われた。

答 ネット検索やチラシなどの広告を見て頼んだ水まわりの修理業者と、サービスや料金についてトラブルになる相談が寄せられています。

いきなり便器を外してしまい交換を迫ったり、説明なしで作業した後、威圧的な態度で高額な料金を請求してきたりする強引なケースもあります。

作業前に原因や作業内容、費用の十分な説明を求め、納得がいかない場合はすぐに契約せず、まずは応急処置を頼みましょう。

水漏れの際は慌てずに自分で対処できるよう、あらかじめ元栓や止水栓の位置と締め方を確認しておくことも大切です。

加西市は水道事業指定給水装置工事事業者指定一覧表をHPで公表しています。いざというときのために信頼できる業者を探しておきましょう。